



国民健康保険税の制度改正と納税通知書の送付のお知らせ



●問い合わせ
役場税務課 ☎ 096(293)3117

国民健康保険税・介護保険料減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などへの減免制度です。対象となるのは次の対象1、2のいずれかに該当する場合で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期分になります。

●対象 1
新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

●対象 2
世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「収入」）の減少が見込まれる場合

【国民健康保険税】 次の①～③のすべてに該当する場合
【介護保険料】 次の①と③に該当する場合

- ①収入の減少額が令和3年の収入の10分の3以上であること（減少額は保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額になります）
- ②令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③減少することが見込まれる収入以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

●問い合わせ
介護保険料に関するお尋ねは、役場介護保険課介護保険係 ☎ 096(293)3511 にお問い合わせください。

町税の納付が困難な場合の猶予制度

町県民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税など町税の納付について、次の①～④に該当する場合で、納付することが困難なときは、納付の猶予を受けられる場合があります。

- ①災害に遭ったとき
- ②本人またはご家族が病気にかかったとき
- ③事業を廃止し、または休止したとき
- ④事業に著しい損失を受けたとき

納期限を過ぎると納付される日までの期間に応じて延滞金が加算されますので、納付の猶予などの相談や申請は、早めに役場税務課管理係までご連絡ください。



税金のお支払い、役場以外でもできます

納税通知書には納期ごとに納期限を定めているので、納期までの保険税納付にご協力ください。支払い方法は、以下の方法でも支払いができます。

●口座振替
事前に振替の手続きをすることで納期限日に口座から自動的に引き落とされます。

●コンビニでの支払い
バーコードが印刷された納付書で、銀行・郵便局以外にもコンビニでの支払いができます。

●スマホアプリ
PayPay や LINEPay などのアプリを利用し、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで支払いができます。

●クレジットカード
スマホで納付サイトにアクセスし、カード情報を入力後、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで支払いができます。

※納付額に応じた手数料が発生します
納付サイトはこちら▶



※納付書の金額が30万円を超える場合、コンビニ・スマホアプリ・クレジットカードでのお支払いはできません。

国民健康保険税の制度が改正されました

国民健康保険税に関する国の法律などの改正により、令和4年度の国民健康保険税が以下のとおり変わります。

●未就学児のいる世帯の国民健康保険税の軽減

子育て世帯の負担軽減のため、国民健康保険税の減額制度が新たに始まります。令和4年度分の国民健康保険税から、小学校就学前の子ども（未就学児）にかかる均等割額（1人あたりに掛かる金額）の5割を軽減します。所得基準額による軽減が適用されている世帯は、軽減後の額から5割軽減します。

未就学児1人にかかる均等割額

世帯の所得による軽減割合	均等割額（未就学児以外）	均等割額（未就学児の減額後）
軽減なし	34,100円	17,050円
2割軽減	27,280円	13,640円
5割軽減	17,050円	8,525円
7割軽減	10,230円	5,115円

※税額の端数処理のため軽減後、均等割額が異なる場合があります。

●国民健康保険税の課税限度額の変更

国民健康保険税は1世帯当たりの税額の上限が設定されており、これを課税限度額といいます。国民健康保険制度と事業の円滑な運用を行うため、令和4年度分の国民健康保険税から課税限度額を次のとおり引き上げます。

保険区分	令和3年度	令和4年度	変更額
医療保険分	63万円	65万円	+ 2万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円	+ 1万円
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし

6月中旬に国民健康保険税の納税通知書を発送します

年間保険税額を6月から令和5年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に発送します。また、年金から保険税が天引きされている人は、10月以降の決定金額を記載した通知を発送します。納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名を記載しています。勤務先の社会保険などに加入している人の氏名が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性があります。必ず確認をお願いします。

年間の税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動（社会保険への加入や転出など）があった場合は、変更後の納付書を後日送付します。